

令和6年第1回

長与町議会臨時会会議録

令和6年 2月16日開会

令和6年 2月16日閉会

長 与 町 議 会

令和6年第1回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和6年 2月16日
本日の会議 令和6年 2月16日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 堀 真 議員	2番 藤 田 明 美 議員	3番 岡 田 義 晴 議員
4番 八 木 亮 三 議員	5番 松 林 敏 議員	6番 西 田 健 議員
7番 浦 川 圭 一 議員	8番 中 村 美 穂 議員	9番 安 部 都 議員
10番 金 子 恵 議員	11番 山 口 憲 一 郎 議員	12番 堤 理 志 議員
13番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員	16番 安 藤 克 彦 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	福 本 美 也 子 君
係 長	江 口 美 和 子 君	主 任	村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆ かり 君	建 設 産 業 部 長	山 口 新 吾 君
住 民 福 祉 部 長	宮 崎 伸 之 君	教 育 次 長	山 本 昭 彦 君
政 策 企 画 課 長	中 村 元 則 君	財 政 課 長	北 野 靖 之 君
土 木 管 理 課 長	山 崎 禎 三 君	産 業 振 興 課 長	永 石 大 祐 君
福 祉 課 長	川 内 佳 代 子 君	住 民 環 境 課 長	細 田 愛 二 君

会議録署名議員

10番 金 子 恵 議員 11番 山 口 憲 一 郎 議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時08分

令和6年第1回長与町議会臨時会
議事日程（第1号）

令和6年2月16日（金）
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	報告1	町道吉無田女ノ都線舗装修繕工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について	
4	1	長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例	
5	2	令和5年度長与町一般会計補正予算（第7号）	

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から令和6年第1回長与町議会臨時会を開会いたします。会議に先立ち、今年元日に発生した令和6年能登半島地震では多くの尊い命が奪われ、住家やライフラインなどに多大なる被害をもたらしました。被害に遭われました方々に対しまして心より哀悼の意を表しますとともに、今なお継続している地震のいち早い収束と被災地の早期の復旧、復興を祈念し黙祷を行います。皆さま、ご起立ください。

黙祷。

黙祷を終わります。ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、10番金子恵議員、11番山口憲一郎議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、報告1町道吉無田女ノ都線舗裝修繕工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、報告1につきましては所管より報告をさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆さまおはようございます。それでは、報告1町道吉無田女ノ都線舗裝修繕工事請負契約の変更に係る専決処分につきましてご報告いたします。本報告は、令和5年9月の第3回定例会におきまして議決いただきました町道吉無田女ノ都線舗裝修繕工事請負契約につきまして、当初の請負金額7,280万2,400円に439万100円を増額し、請負金額を7,719万2,500円として変更契約の締結を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年2月5日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。今回の主な変更概要といたしましては、現地精査の結果、路面損傷調査時より舗装の損傷範囲が広がっていたことから、施工範囲を変更したことにより請負工事費を増額変更するものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第4、議案第1号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例、日程第5、議案

第2号令和5年度長与町一般会計補正予算（第7号）の2件を一括議題といたします。ただ今一括議題といたしました議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めましておはようございます。それでは議案第1号および第2号につきまして提案理由を申し上げます。はじめに、議案第1号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして。本議案は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、戸籍に関する手数料を定めるとともに、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、別表におきまして1の項および3の項につきましては、戸籍法の規定に準じた字句の整理、2の2の項および4の2の項につきましては電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料を追加、5の項および6の項につきましては、戸籍に関する届書等の証明書の交付ならびに閲覧におきまして当該届書等の電子化に伴う文言を追加するものでございます。なお、附則につきましては施行期日を令和6年3月1日からとしておるところでございます。

続きまして、議案第2号令和5年度長与町一般会計補正予算（第7号）につきまして。本補正予算は、先般閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策、また内閣府から発出されました低所得者支援および定額減税を補足する給付についての通知等に基づき、物価高に苦しんでいる住民税均等割のみ課税世帯に対し支援を行うための低所得世帯支援給付金、および新たに必要となる低所得世帯に係る子ども加算分ならびに事務費の増額を計上するもので、対象者へ迅速に支援を続けるため早急に事業を開始する必要があることから、急遽補正予算をお願いするものでございます。また、ふるさと長与応援寄附金の増額に伴い返礼品費およびその他事務費の増額等が早急に必要となったことから、併せて補正予算をお願いするものでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,529万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を157億2,398万8,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

歳入の14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を計上。17款寄附金は、ふるさと長与応援寄附金の増額を計上しております。18款繰入金は、財源調整としまして財政調整基金の繰り戻しを計上しております。

続きまして3ページの歳出についてご説明申し上げます。2款総務費は、ふるさと長与応援給付金の増額に伴う返礼品費およびふるさと納税サイト利用料の増額等を計上しております。3款民生費は、低所得者世帯への支援としまして住民税均等割のみ課税世帯に対し1世帯10万円を支給するもので、令和5年12月の第4回定例会におきまして議決いただきました低所得世帯支援給付金との差額3万円を追加、および新たに必要となる低所得世帯に係る子ども加算分として、住民税非課税世帯および住民税均等割の

み課税世帯の18歳以下の子どもに対し、1人当たり5万円を支給する給付金、ならびにそれらの事業に伴う事務費の増額を計上しておるところでございます。以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。第2表繰越明許費では、3款民生費1項社会福祉費の低所得世帯支援給付金事業につきまして、繰越額の設定をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照願います。

以上が議案第1号および第2号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。まず議案第1号について質疑はありませんか。

12番、堤議員。

○12番（堤理志議員）

この議案の中で、別表中の2の2、それから4の2の所で、電子証明書の提供用識別符号発行手数料についての記載になっていると思うんですが、ここの部分が法律用語になっていてちょっと分かりにくいので、もう少し平たいご説明を頂きたいというのと、あとこの両方で発行手数料が変わっている理由ですね、この辺りも分かればご説明いただければと思います。ちなみにこの識別符号というのは、いわゆるパスワードとか暗証番号とかそういったものなのかどうかも含めてご説明いただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず2の2と4の2の戸籍と除籍の電子証明書提供用識別符号ということの説明をさせていただきますが、これにつきましては従来戸籍謄本とか抄本を窓口の方で請求いただいて、それを紙で交付しておりますけれども、これが今回の法改正によりまして謄本とか抄本の代わりに16桁の識別符号ですね、パスワードみたいなものになるんですけれども、それが記載されたものを交付をすると。その代わりにですね。なので、戸籍の内容が載ってない符号だけが載ったものを交付するという形になります。これの利用方法としましては、今後各種いろんな行政手続のオンライン化に伴ってくるものということで考えておまして、例えばパスポートの新規申請をする際に今までは申請書に戸籍謄本を添付しなければならなかったんですけども、これが例えば戸籍謄本ではなくて識別符号を記載がされたもので大丈夫ですよという形になるんですが、これもまた将来的に、今現在この符号を使った申請っていうか手続きについては実際実施されるのが令和6年度末が予定されております。それに先立って今回手数料の改正がなされたということになるんですけれども、それにつきましては将来的にはマイナポータルでその符号の取得等ができるようになる予定となっておりますので、そういったオンライン化を見

据えたことでの新設ということになります。そして次の質問が、その金額の根拠ということになりますけれども、戸籍の方につきましては今までの戸籍謄本、抄本については450円、除籍に関するものについては750円ということになってるんですけども、これにつきましては国の方で定められているんですが、人件費や交付に係る所要時間等を勘案した上で当初の謄本抄本除籍謄本抄本のそれぞれ金額が定められてるんですけども、それを基にそれに関する人件費と所要時間等を勘案したところで料金設定がされているということになります。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑ありませんか。

4番、八木議員。

○4番（八木亮三議員）

今のご説明を聞いてなんですが、今おっしゃった識別符号というのはマイナンバーではかえられないものなんでしょうか。というのも今確定申告の時期で私も電子申告をしたんですけども、確定申告の時には個別の利用者識別番号っていうのが要るんですよね。これをマイナンバーとは全く別に12桁か何かであって、個人を識別するんであればマイナンバーが全部兼ねられないのかなと思ったんですが。今の話でも利用のパスポートであったり、そういうものの申請となると結局個人を識別できればいいわけで、マイナンバーとは別にそういうものがあるっていう理由といいでしょうか、違い、説明いただければと思うんですが。

○議長（安藤克彦議員）

住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず識別符号を基に戸籍の情報を確認できるっていう所がいわゆる行政機関でありまして、マイナンバーの方につきましては例えば役所ですね、役場関係ですね、そういった所につきましては、マイナンバーを利用して戸籍謄本であったりそういったものの内容が確認できるように今後なるんですけども、識別符号は例えばパスポートについてはパスポートセンターという所が発行元になりますので、役所ではなくてですね、そういった所が識別符号で戸籍を確認できる機関というのが今後設定されていくんですけども、そういった機関においては符号で確認できるというふうな区別になっております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について質疑はありませんか。

10番、金子議員。

○10番（金子恵議員）

それでは幾つか質疑をさせていただきます。まず、2款2項のふるさと納税の件です

が、これ12月補正にも上がっていたかと思えますけれども、それにプラスして今回の1,560万円の返礼品費、報償費を増額したということ、それと同じく通信運搬費とふるさと納税業務委託費、これに関しては逆にマイナス減額になっているという点。それと、ふるさと納税サイト利用料というのは前回620万円上がってましたけれども、今回はまたそれにプラスしてこの金額が上程されておりますけれども、ちょっと仕組みが分からないところもあるので、ここの詳細をちょっとお聞きしたいなと思っているのと、それと3款1項ですけれどもこの低所得世帯支給給付金ですが、これはお知らせと確認書が届く世帯が2種類あるかと思うんですけれども、大体その対象としてどのくらいの人数的の方がおられるのかということと、申請とか支給の方法は本町の場合はどのようなになっているのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ふるさと納税の予算の件ですけれども、ふるさと納税の7節の返礼品につきましては、寄付額に対して30%が返礼品の上限ということになっております。それでですね、寄付額の増に応じて返礼品数も増えますので、その部分での増額ということで計上しております。通信運搬費につきましては、当初の寄付の想定が寄付額総額もあるんですけれども寄付単価、寄付件数がその中でまた分かれておまして、寄付単価を当初は1万円、1万に対して1件を送付するという想定しておりましたが、12月終わった時点で寄付単価自体が平均で2万円ほどになっており、送付件数自体が今回総額は増額したんですけれども寄付件数自体は下がりますので、発送に係る費用が減額ということで費用を計上しております。ふるさと納税のサイトの利用料につきましては、ポータルサイトを利用する料金になっておまして、これも寄付額の大体10%程度なんですけれどもその分がかかりますので、これも寄付額が増えるとサイトの利用料も併せて増額するということになっております。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

低所得世帯支援給付金のお知らせ世帯と確認書の発送世帯になりますが、まず均等割世帯の分につきましてはお知らせの世帯が約700世帯、それから子育て加算分でお知らせの世帯の方が60世帯になります。残りの世帯につきましては、確認書の送付とあと申請書の提出で行っていきたいと思っております。申請等々につきましては、まず均等割世帯のプッシュの分を2月末までに行いたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

ふるさと納税に関してはやや分かりましたけど、ある意味誰が納税してくださるのか分からないので、半分は見込み違いという部分もあるのかなと思いますので、そこら辺は慎重にお願いしたい一つだというふうに思っております。この低所得者の分ですけれども、給付ですよ。お知らせの世帯に関しても、確認書もそうですけど、申請期限というのがあるのかなというふうに思うんですけども、その申請期限とその給付の時期がどのくらいになるのかということ。それと国の方がファストパス制度というのを打ち出しておりましたけれども、それは本町ではどういうふうになっているのかということ。多分最新の支給方法でしょうから、そこまで本町が至っているかということからは分からないんですけど、その支給方法ですね、それはどういうふうになっているかという、今、二つですね。それと租税条約というのがあると思うんですけども、これに基づくその免除を受けたことによる非課税世帯というのがあるかと思うんですが、本町に万が一あるとしたら、そういう家庭は支給対象になるのかどうかというのを教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まず申請期限についてでございますが、プッシュ型で均等割の世帯につきましてのプッシュ型につきましては、この予算の議決を頂いたらすぐにお知らせの通知を送らせていただきます。その後、2月26日までに口座の変更、受け取らないとの拒否等の申請を頂くんですが、これがなければ受け取る意思があると判断いたしまして、2月末までに支給させていただこうと思っております。また、子どもの分につきましては、プッシュ型につきましては3月の中旬をめどに支給を考えておりまして、それに間に合うようにこちらの方も非課税世帯、均等割世帯それぞれ3万円の支給の時の支給状況がございますので、こちらの方の資料を基にプッシュ型でできないか、で、申請というか、プッシュ型で受け取らない、口座変更の希望があるっていうのを取りまして、その回答がなかった方は受け取る意思があるということをもとに、3月の中旬をめどに申請させていただきます。まず均等割につきましては最終的な確認書、申請等の締め切りは5月の31日まで、子ども加算につきましては7月末までの新生児の出生の届けがあったものにつきましては、こちらの給付金の範囲といたしますと国の方からの指示がっておりますので、7月末出生、申請締切を8月末というふうにさせていただいております。ファストパスにつきましては、先ほどからちょっと申し上げていますように6月に3万円を支給したうちの実績の方がございまして、ファストパスのシステムの構築をするよりも、プッシュ型で給付した方が早いというような結論になったことから、ファストパスのシステムは町の方では導入を考えていないところでございます。それから、租税条約になります。租税条約の分につきましては対象とならないというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑ありませんか。

4番、八木議員。

○4番（八木亮三議員）

ふるさと納税の部分についてだけ伺います。今回僚議員から質問があったところで、ご説明も頂いたところなのでちょっと重複しては、重複するかもしれないんですが、通信運搬費、歳出の方ですが、実際の見込みよりも件数が減ったり、距離が短くなって減額されるっていうのは分かるんですが、そのふるさと納税業務委託料っていうのは歳入額に対して一定の割合でかかるので、仮に見込みが違って減額されるっていうのはちょっとよく分からないんですよ。今回6,000万円の納税額というんでしょうか、歳入に対して返礼品費は約3割、これは決まってると思いますし、その数字なんですが、通信運搬費は予定よりも件数が少なかったりしたということ。ただその6,000万円という歳入があるのであれば、委託料もその何%っていう、いわゆるプラスになるんじゃないか、増額かと思うんですが、ちょっともう一度説明をお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ふるさと納税の業務委託料につきましては中間業者等の委託契約になっておりますが、ここでも委託料率の一定のもので契約はしているんですけれども、上限額の設定がありまして、ふるさと納税に係る事務送料ですね、が50%を超えないということでの委託料の設定になっておりますので、その他の経費が上がる分、委託料については減額ということでの契約の内容となります。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そのご説明も分かるんですが、今回、ちょっと繰り返しになるんですけど、返礼品費は約3割、いわゆるトータル経費50%にこの返礼品費も入ると思うんですけど、通信運搬費は下がってるわけですよね。そうするとトータルの50%っていうのを、これまでの予算計上時から委託料を一定の8.8%ですかね、計算していればトータルが50%を超えるということは、通信運搬費が下がってる分、考えにくいというか、ような気がするんですが他に経費がかかっているということなのか。それから、そうすると、じゃあトータルの経費が50%に抑えるためには本来は8.8%の委託料であるところが、結果的にそれより下がっても大丈夫な委託契約になっているということですかね。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今おっしゃられたとおりで、契約料率については8.8%であるんですけれども、寄付

に係る経費の総額に応じた契約となっておりますので、最終的に寄付、その経費8%の率が下がるということがあるという契約となっております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうすると、これまでも12月議会にもあったように、補正で計上する時に当然歳入の見込みがあって、返礼品が大体3割、通信運搬費はこれまでの前例とかから出すんでしょうけど、委託料というのは8.8%って決まっていれば、通信運搬費が増えて、その結果トータル50%っていうのが通信費に大きく取られて委託料が下がるっていう理屈なら分かるんですけど、通信運搬費が下がってるわけですよ、減額されている。何で委託料が減額なのか、ちょっともう1回説明をお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

12月の補正の段階では実際の寄付が9月末時点での予測ということで予算を組んでおりますので、全体的に幅を持たせた予算の構成とさせていただいており、予算の総額自体が事務費50%とちょうど合うということではさせていただいておりません。で、どの部分で増減がございますので、そこはちょっと一定幅を持たせた予算構成となっております。今回につきましては、12月での寄付が11月、12月が寄付がやっぱり多くございますので、そこで決算値に近い数字で想定ができるということで今回の予算額で想定をさせていただいております。今回の予算で寄付総額に対しての事務費が約52%程度での予算計上としております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

7番、浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

4ページの繰越明許費ですが、この全体事業費の中で2,600万円ほどが年度内に執行することができないということで、翌年度までかかるっちゃうことだと思うんですが、どういう項目のものが年度にまたがって翌年度までかかるということになっているのか。どういうものを想定されておるのか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

繰越明許の方の内訳といいますか限度額の想定になりますが、まず12月の補正の段階から非課税の低所得者と、あと均等割、あと今回の子育て加算ということで予算の方を要求させていただいているところがございますが、まず12月に補正を上げさせてい

ただきました非課税世帯の分につきましては、3月今年度をもって終了するだろうということを考えておりますのでそちらの方を除いた分と、あとは均等割の分、それから子育て加算のプッシュ型の給付の分、そちらの方はもう既に支出ができるだろうというふうに考えております。ですので、それを引いた残りの分とあと事務費の部分につきまして来年8月まで申請の方がございますので、そちらの方に向けての繰り越しになっております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第1号、議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第1号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第2号令和5年度長与町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして字句、数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これにて会議を閉じます。

令和6年第1回長与町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 10時08分)